

## やはり 出ました 労働者代表への悪喧伝 この掲示を出すことが目的だったのか！？

3 6 協定締結に向け、労働者代表、そして支社勤労課担当者の方、議論お疲れさまでした。

大田運輸区の労働者代表は、この間 3 6 協定締結に向けて、労基法 3 6 条違反はないものの、職場内での問題点がないかどうか各労働組合や社友会から意見を受け、2 6 項目にまとめ、会社に 3 6 協定の締結を求めてきました。

職場内の問題解決に向け、現場長や担当の労働者にも議論に参加してもらい、早期締結に向けて真摯に議論を重ねてきました。

しかし、会社は根拠もなく、法的解釈も交えず、「一方的なお願い」ばかりで私たち労働者の主張を認めず、時間の関係で労働者代表と支社勤労課の 1 対 1 で議論をすることで判断してきました。

### 議論に入ると…

代表：まずは「列車運行の確保」と「社員の生活設計」に限定しましょう。勤務発表も迫っており、時間をかけずに話し合いを行わずに会社の用意した 3 6 協定を締結しましょう。締結事由の文言は、労働基準監督署が見て「列車運行の確保」と「社員の生活設計」とわかるように勤労課が考えても大丈夫です。これで列車運行は 1 0 0 % 確保されますし、社員の年休も入りますよね？

会社：列車運行は確保されまし、年休も入ります。

代表：この条件で締結しましょう。

会社：いや、これでは締結できません。

※労働者代表は、この間 2 0 回以上も支社に「締結しましょう」と求めてきたが、

会社の判断により締結できず。

議論は混乱し、何故 3 6 協定を締結できないのか、2 人を見ていた現場の社員たちは疑問でしかありませんでした。あのような掲示が出されると、労働者代表を悪者にすることが目的だったのだと考えざるを得ません。「パワハラ」同然です！！

## 労働者代表への「パワハラ」はやめてください！！

## 今後とも、職場の問題解決に向けて議論をお願いします！！